

## 6 特定事業所における事故時の措置の届出等

特定事業所については条例第70条により、応急措置の実施、知事への通報及び応急措置の内容等の届出が義務付けられています。事故に対する応急措置が講じられていないと認められる場合は、知事から措置を命ぜられることがあり、また、事故の再発を防止するため必要があると認めるときは、必要な措置を講ずべきことを勧告されることがあります。

### 通報

特定事業所で事故が発生した場合は直ちに排出防止等の応急措置を講じ、事故の状況を所管の東三河総局・県事務所又は中核市に通報しなければなりません。

通報義務者 : 特定事業者(条例の特定化学物質取扱量届出の対象事業者であって、常時使用する従業員の数が21人以上の特定事業所を有する事業者)

通報対象事故 : 特定化学物質を取り扱う施設について生じた破損、故障、誤動作、操作ミス等による事故であって、特定化学物質が大気中又は公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことによって、人の健康・生活環境に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合

通報の内容 : 事故の状況(事故発生箇所、特定化学物質名、事故発生日時、事故の発生状況(周辺の被害状況、化学物質の排出状況等)、原因など)

通報の方法 : 電話、FAXなど

通報時期 : 直ちに

通報先 : 所管の東三河総局・県民事務所又は中核市(豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市)

**化学物質に関する事故が発生した場合は直ちに通報**

**まず、応急措置・通報**

### 届出

通報後、速やかに事故時の応急措置及び再発防止ための措置等について、所管の県事務所又は中核市へ届け出なければなりません。

届出期限 : 事故後速やかに

届出先 : 所管の東三河総局・県民事務所又は中核市(豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市)

届出部数 : 1部

#### (1) 通報・届出対象事業所＝特定事業所

特定化学物質(化管法の第一種指定化学物質)を化管法の届出対象量以上に取り扱っている事業所であって、事業所において常時使用する従業員数が21人以上の事業所が特定事業所です。

## (2) 届出必要事項

次ページに参考様式を示しましたので、次の必要事項を記載して、作成してください。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
事業所の名称及び住所ではなく、個人の場合は住民票の住所、法人の場合は商業登記簿の名称、住所、代表者名を記載してください。
- イ 特定事業所の名称及び所在地  
事故を起こした特定事業所の名称と所在地を記載してください。
- ウ 発生した事故により大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透した特定化学物質の名称  
化管法の第一種指定化学物質の名称又は別名を記載し、併せて管理番号を記載してください。
- エ 事故の発生日時  
事故を発見した日時でなく、事故が発生した日時を記載してください。推定となる場合は「・・・時頃」と記載してください。
- オ 事故の通報の日時  
届出先に通報した最初の日時を記載してください。
- カ 事故の発生状況及びその原因の概要  
事故の発生箇所、排出等物質、排出等経路、総排出等量、河川等への排出等量、被害状況、排出等量の算出方法、事故原因、その他参考事項を記載し、地図などの参考資料を添付してください。
- キ 応急措置及び再発防止ための措置の概要  
応急措置の概要には講じた応急措置（排出防止措置及び回収措置等）の内容、時期、それによる回収量、効果等を記載してください。再発防止の措置は、事故再発防止の対策について、実施時期を明記して記載してください。

## (3) 届出の時期

事故が起きた場合は、事故の状況を直ちに通報し、その後、速やかに、届け出てください。

条例に基づく事故発生時の応急措置、知事への通報・届出は特定事業者には義務付けられたものですが、管理指針の事故予防及び事故発生時の措置（応急措置・通報）は取扱量にかかわらず、化学物質を業として取り扱う全ての事業者の方が留意することとして定められています。



(4) 参考様式

特定事業所の事故時の措置に関する届出書

年 月 日

東三河総局長  
 県民事務所長 殿  
 市長

住所  
 届出者 郵便番号  
 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

県民の生活環境の保全等に関する条例第70条第1項により、事故時の措置を、次のとおり届け出ます。

	事故が発生した特定事業所	特定事業所の名称				
		特定事業所の所在地				
事故の状況	発生した事故により大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透した特定化学物質の名称					
	事故の発生日時	年 月 日 時 分	事故の通報の日時	年 月 日 時 分		
	事故の発生状況及びその原因の概要					
講じた措置の概要	応急措置					
	再発防止措置					